

子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)

第5回子ども・子育て会議(平成25年7月26日開催)での決定事項

1 「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の位置づけ

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めるものとする。

(子ども・子育て支援法第60条)

【主な内容】

- ・子どもの育ち・子育てに関する理念、子ども・子育て支援の意義等
- ・教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- ・子ども・子育て支援事業計画の記載事項

2 教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業実施に関する基本的事項

- ・子ども・子育て支援給付の保障と妊娠・出産期からの切れ目のない支援の実施
- ・計画的に教育・保育を提供する体制の確保
(保護者や子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴く等体制の整備：地方版子ども子育て会議の設置)
- ・地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方
(関係者の連携及び協働)

3 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

(1) 作成に関する基本的事項

体制の整備・利用状況及び利用希望の把握・数値目標の設定・住民の意見の反映等

子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の実施

子ども・子育て会議の開催

(2) 記載事項

必 須	教育・保育提供区域の設定	教育・保育の量の見込み(区域ごと)
	提供体制の確保の内容及びその実施時期	認可に係る需給調整
任 意	地域子育て支援事業の見込み (放課後児童健全育成事業・子育て短期支援事業・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問等・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業・病児保育事業・妊婦健康診査 等)	
	基本理念・目的等	事業計画について(期間・達成状況の点検、評価方法等)
	児童虐待防止対策の充実	母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
	障害児施策の充実等	ワークライフバランス実現のための働き方の見直しと仕事と子育て両立のための基盤整備